

はじまります！

マイナンバー



今年10月以降、あなたにも「通知カード」が届きます。

現在、国では「社会保障・

税番号制度」(マイナンバー制度)の運用開始に向け、準備が進められています。今年10月から「通知カード」が住民票を有する市民全員に郵送され、平成28年1月からは、行政手続きの中でマイナンバーを利用していくことになります。この制度の概要について紹介します。

【市民部・市民課】

マイナンバーって何？

マイナンバーは、住民票を有するすべての方一人ひとりに与えられた12桁の番号です。

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

どうして必要なの？

マイナンバー制度には「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」というメリットがあります。

通知カード

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
氏名	番号 花子
住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号
生年月日	平成 5 年 3 月 31 日
性別	女
発行	平成 27 年 10 月 〇〇 日

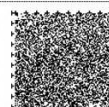
個人番号カード交付申請書

個人番号カード交付申請書		申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
兼 電子証明書発行申請書		個人番号	1234 5678 9012
NNNNNNN市長様 (地方公共団体情報システム機構 宛)		番号	花子
氏名*	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号		
住所	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号		
生年月日	平成 5 年 3 月 31 日	性別	女
※ 代替文字情報			
電話番号	外国人住民の区分		
在留期間等満了日の有無	N	在留期間等満了日	
右欄の点字表記を希望する ☐		バンゴウ ハナコ	
※ 最大11文字まで(濁点等は1文字)			

※ 上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。



右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。



視覚障がい者用
音声コード

申請者ID
1234 5678 9012
3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

▲届けられる「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」〈表面〉
(イメージ)

あなたたち
みんなの番号も
準備中よ！



もうすぐ
はじまるって、
本当？

番号は いつわかるの？

平成27年10月から住民票を有するすべての方に紙製の「通知カード」が送付されます。このカードに記載された12桁の番号があなたの「マイナンバー」です。このカードは「個人番号カード」の交付申請の手続きをしなければ、生涯使用するものです。大切に保管し、市役所で各種手続きをする際に持参してください。

住所地に住んでいない場合は

「通知カード」は、住民票の住所に送付されます。しかし、やむを得ない理由により、住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は「居所情報登録申請書」を住民票のある市区町村に提出してください。（通知カードは転送されません。）

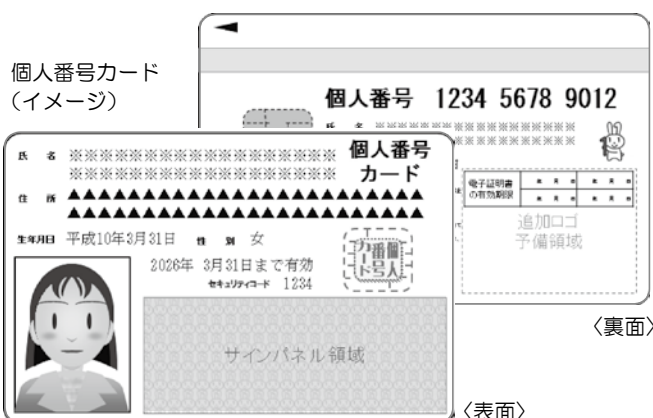
申請しましょう 「個人番号カード」

「通知カード」は、マイナンバーをお知らせするものな

ので、これ1枚では身分証明書としては使用できません。

公的な身分証明として使用することができるとは、公的個人認証の機能を付加し、電子申請をする際には「個人番号カード」が便利です。

交付申請は「通知カード」送付時に同封されている申請書に記入して郵送するか、スマートフォンなどでも行うことができます。（交付手数料は無料です）



マイナンバーの 使用目的は？

マイナンバーは、社会保障、税・災害対策の手續のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

個人情報の管理 は安全なの？

マイナンバーを安心して安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を講じています。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

マイナンバー制度等についての詳細や最新情報は、
国(内閣府)の社会保障・税番号制度のホームページをご覧ください。

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせ／マイナンバーコールセンターへ

0570-20-0178 平日9時30分～17時30分（土日祝日、年末年始を除く）

★チャンネル下呂（14：00～）、下呂市ホームページでもマイナンバー制度について紹介をしています。